

「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」

5月は消費者月間です

令和5年度消費者月間では、それぞれの消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるように上記の統一テーマを掲げています。

消費者月間とは

「消費者基本法」改正前の「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」としています。

近年、詐欺・悪質商法の手口は多様化・複雑化し、被害も深刻で解決が困難なものが増えています。こうした被害を防ぐには、消費者自身が必要な知識を身につけ、未然に防止することが大切になってきます。

18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成人になったばかりの18歳、19歳が消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

実際にどのような消費者トラブルが発生しているのか、全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例を紹介します。トラブルにあわないために、クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。契約によっては取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったりしたときは、自分で抱え込まず、下記に相談しましょう。

事例① 脱毛エステ店で説明を聞きその場で契約をしてしまったが、帰宅後支払いが不安になった(10代・女性)

事例② SNSで知り合った相手にコンサートチケット代金を支払ったが、相手と連絡が取れなくなった(10代・女性)

事例③ 無料でできるという副業を解約したが、解約料が発生すると言われた(10代・男性)

特殊詐欺の被害額が

前年比28・2%増

全国の警察が把握した令和4年の特殊詐欺被害額が、前年比で28・2%増の361億4000万円にのぼり、8年ぶりに増加に転じました。被害件数も同20・8%増の1万7520件と2年連続で増加しています。

山形県内の被害状況は？

県内における令和4年の被害額は、前年比62・4%増の1億1504万円にのびました。なかでも、架空料金請求詐欺、オレオレ詐欺、還付金詐欺の被害が多くなっており、ここ3年は被害額や件数も増加傾向にあります。

架空請求詐欺にあわないためには？

架空請求詐欺だけで100億円の被害

被害額が増えた手口は架空料金請求詐欺、オレオレ詐欺、還付金詐欺などです。架空請求詐欺の被害件数は2893件(前年比36・7%増)で、被害額は100億5000万円(同47・6%増)にのぼり、被害額が100億円を超えるのは4年ぶりです。具体的には「有料サイト利用料金の未払いがある」などと架空の事実を告げて金銭をだまし取る手口や「名義貸しは違法だ」などと金銭を要求する手口が増えました。

STOP 特殊詐欺

犯人はあなたのお金を狙っている!

被害額が8年ぶりに増加!

架空請求詐欺が大幅増!



昨年全国での特殊詐欺被害額

361億円

① 利用した覚えがなければ支払わず、相手にも連絡しないで無視する。

STOP! 特殊詐欺!



② 一人で悩まず、親族や知人、近くの消費生活相談窓口、警察に相談する。

③ あやしい業者などは、連絡先などの個人情報をお教えしない。

④ 迷惑電話防止機能付き電話機を設置して、犯人からの電話をシャットアウトする。

※また、裁判所の連絡先は電話番号案内や電話帳などで確認しましょう。

《困ったときはご相談ください!!》

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まずに山形県消費生活センターや尾花沢警察署、役場総務課にご相談ください。職員が相談に応じます。

■山形県消費生活センター ☎ 188 (消費者ホットライン)
山形県警察 尾花沢警察署 ☎ 24-0110
大石田町総務課総務グループ ☎ 35-2111 (内線218)